

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	タキロンシーアイ株式会社		コード	4215
提出日	2022/5/30	異動(予定)日	2022/6/28	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に新たに社外取締役候補者 貝出健氏の取締役選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし			
1	羽多野憲一	社外取締役	○															△		有	
2	高坂佳詩子	社外取締役	○																○	有	
3	貝出健	社外取締役	○																	新任	有
4	大砂雅子	社外監査役	○																○		有
5	荒木隆志	社外監査役	○																○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	羽多野憲一氏は、2013年4月まで住友化学株式会社の業務執行者でありました。当社は同社から原材料の仕入等で取引がありますが、取引金額の割合は2%未満であり、主要な取引先には該当しません。	(社外取締役の選任理由) 羽多野憲一氏は、長年総合化学メーカーの経営に携わって培われた豊富な経験と知見を活かし、2018年当社社外取締役に就任して以来、独立した立場から積極的な発言を行っており、引き続き、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。  (独立役員に指定した理由) 当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
2	該当事項はありません。	(社外取締役の選任理由) 高坂佳詩子氏は、弁護士として高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を有しており、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。同氏は、過去に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  (独立役員に指定した理由) 当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
3	貝出健氏は、2015年3月まで三井化学株式会社の業務執行者でありました。当社は同社から原材料の仕入等で取引がありますが、取引金額の割合は2%未満であり、主要な取引先には該当しません。また、2018年3月まで株式会社プライムポリマー、2021年3月まで三井化学東セロ株式会社業務執行者でありました。当社グループは各社グループから原材料の仕入や製品の販売等で取引がありますが、取引金額の割合は2%未満であり、主要な取引先には該当しません。	(社外取締役の選任理由) 貝出健氏は、長年総合化学メーカーにおいて携わった事業推進や海外を含む複数の事業会社の経営に培われた豊富な経験と知見を活かし、独立した立場から適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。  (独立役員に指定した理由) 当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
4	該当事項はありません。	(社外監査役の選任理由) 大砂雅子氏は、長年、日本貿易振興機構(ジェトロ)に勤務され、現在は金沢工業大学の研究支援機構産学連携室の教授として活躍されております。これらの豊富な経験と知見および国際経済を中心とした高度な専門性を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけることを期待しているためであります。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  (独立役員に指定した理由) 当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
5	該当事項はありません。	(社外監査役の選任理由) 荒木隆志氏は、長年、監査法人にて監査業務、株式公開支援業務、財務・会計のコンサルティング業務に従事され、また、財務アドバイザー会社を設立し、チュードリジェンス、株式価値評価・事業価値評価、M&Aアドバイザー、企業再生支援を中心とした活動に注力されております。これらの豊富な経験と知見および公認会計士・税理士としての財務・会計に関する高度な専門性を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけることを期待しているためであります。  (独立役員に指定した理由) 当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。

## 4. 補足説明

<p>当社は、社外役員候補者の選定にあたり、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、以下の当社独自基準を満たす候補者を選定することとしております。</p> <p>「社外役員の独立性判断基準」 当社は、社外役員が独立性を有していると判断するには、当該社外役員が以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社グループを主要な取引先とする者(当該取引先グループの連結売上高のうち、当社グループへの売上比が2%以上)またはその業務執行者</li> <li>当社グループの主要な取引先(当社グループの連結売上高のうち、当該取引先グループへの売上比が2%以上)またはその業務執行者</li> <li>当社のメインバンク、主幹事証券会社、会計監査人である監査法人に所属する者</li> <li>当社から役員報酬以外に一定額(年間1,000万円)以上の金銭その他財産上の利益を受けている弁護士、コンサルタント等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、これらに所属する者を含む。)</li> <li>就任の前10年以内のいずれかの時において、当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役、兄弟会社の業務執行者</li> <li>当社の主要株主(親会社を除き総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者</li> <li>当社グループの業務執行者または上記1から6までに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族</li> <li>最近5年間に於いて、上記1から4、6、7に該当していた者</li> <li>社外取締役の在任期間が通算8年間を超えることになった者</li> </ol>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(a、b及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。  
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。